

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

中国財務局多重債務相談窓口	082-221-9206
島根県消費者センター	0852-32-5916
島根県消費者センター石見地区相談室	0856-23-3657
消費者ホットライン ※お近くの消費生活センター等につながります。	188
（公財）日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス島根	0570-078374
島根県弁護士会	0852-21-3450
石見法律相談センター	0855-22-4514
島根県司法書士会	0852-60-9211

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談。 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
島根県弁護士会	0852-21-3450
石見法律相談センター	0855-22-4514
島根県司法書士会	0852-60-9211

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入
や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料
法律相談を実施しています。

市区町村の相談窓口

松江市	消費・生活相談室	0852-55-5148
浜田市	消費生活相談室	0855-23-3160
出雲市	生活・消費相談センター	0853-21-6682
益田市	消費生活センター	0856-22-2556
大田市	消費生活センター	0854-83-8039
安来市	消費生活センター	0854-23-3068
江津市	消費生活センター	0855-52-7014
雲南市	消費生活センター	0854-40-1123
奥出雲町	町民課	0854-54-2510
飯南町	住民課	0854-76-2393
川本町	町民生活課	0855-72-0632
美郷町	住民課	0855-75-1213
邑南町	町民課	0855-95-1114
津和野町	税務住民課	0856-74-0059
吉賀町	税務住民課	0856-77-1113
海士町	総務課	08514-2-0113
西ノ島町	町民課	08514-6-0103
知夫村	総務課	08514-8-2211
隠岐の島町	地域振興課	08512-2-8570



■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に
応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代
理人として任意整理等の交渉をすることができます。